

秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

国家公務員に準じて、本市職員の期末手当の支給率を引き下げるため、改正するものであります。

秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表以外の部分中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第31条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年12月の期末手当支給率の特例）

19 再任用職員以外の職員に係る令和2年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 人事院勧告の概要

【令和2年度】

- 1 民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。
- 2 ボーナスを引き下げ（△0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえて、期末手当の支給月数に反映する。

2 本市の給与改定の概要

民間の支給実績に見合うよう、期末手当を0.05月分引き下げ、年間の期末勤勉手当を4.45月分とします。

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	<u>1.30月分</u> (支給済み)	<u>1.25月分</u> (現行1.30月分)
	勤勉手当	0.95月分 (支給済み)	0.95月分
令和3年度以降	期末手当	<u>1.275月分</u>	<u>1.275月分</u>
	勤勉手当	0.95月分	0.95月分

※ 会計年度任用職員の期末手当についても同様の取扱いとします。
なお、勤勉手当は支給対象外です。

3 施行日

公布の日とします。

議案第56号 秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 644 1102 699"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4-6 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額 (基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。) に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。</p> <p>3 (略)</p>	(略)	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の110</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 644 2080 699"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4-6 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額 (基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。) に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。</p> <p>3 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

附 則

1-18 (略)

(令和2年12月の期末手当支給率の特例)

19 再任用職員以外の職員に係る令和2年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1-18 (略)